

日 薬 業 発 第 290 号
平成 30 年 11 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う
保険診療関係等の特例措置の期間について

標記について、厚生労働省保険局医療課から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置については、平成 30 年 7 月 10 日付け日薬業発第 119 号及び同 9 月 14 日付け日薬業発第 224 号ほかにてお知らせしたところですが、今般、その期間を平成 31 年 3 月末までとされました。

なお、今後、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討するとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

< 抄 >

事 務 連 絡
平成 30 年 10 月 31 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震に
よる被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生
主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長あて通知するとともに別添団体各位に協力を依頼
しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう
お願いいたします。

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

厚生労働省老健局老人保健課

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震に
よる被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間については、別添 1 「平成 30 年台風 7 号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 9 日付け事務連絡）及び別添 2 「平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成 30 年 9 月 14 日付け事務連絡）において、「当面」の取扱いとすることをお示したところですが、今般、その期間を平成 31 年 3 月末までとしますので、関係団体への周知をお願いいたします。

なお、今後、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討することといたします。

調査等の詳細については追って連絡することとしますので、その際には別途対応をよろしくお願いいたします。